

安中市高齢者等緊急情報配信サービスに関するQ & A

I サービスに関すること

Q 1 高齢者等緊急情報配信サービス（以下「本サービス」とう。）とは？

A 1 高齢者や障害者などの緊急情報の取得が困難な方を対象として、ご自宅の固定電話やFAXに緊急情報の配信を行うものです。

Q 2 本サービスにより配信される情報は？

A 2 災害時等に市が発令する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）、気象特別警報、国民保護情報（弾道ミサイル情報、テロ情報等）などの緊急情報です。

Q 3 配信される時間帯は？

A 3 緊急情報のため、早朝や深夜にも配信することがあります。

Q 4 配信が遅れることはあるのか？

A 4 回線の混雑状況や通信設備の被害状況等により、配信に支障が生じることがあります。

Q 5 利用にあつたて費用負担はあるのか？

A 5 登録料や通信料はかかりません。ただし、FAXのインク代や用紙代は利用者の負担となります。

Q 6 電話はどのようにかかってくるのか？

A 6 受話器を取ると、コンピューターによる合成音声のメッセージが流れます。聞き終わったら、電話機の#（シャープボタン）を必ず押してください。#を押さないと聞き終わったことにならず、再度電話がかかってくるので、ご注意ください。

Q 7 電話に出られなかった場合はどうなるのか？

A 7 最大2回までかけなおしますので、聞き逃してしまった場合は次の電話をお待ちください。聞き終わったら、電話機の#（シャープボタン）を押してください。

Q 8 配信された情報を再度聞くことはできるのか？

A 8 本サービスの電話番号は発信専用のため、かけなおしても繋がりません。防災行政無線でも同じ内容を放送しますので、通話料無料のテレホンサービス（0800-800-3664）をご利用ください。

Ⅱ 対象者に関すること

Q 9 本サービスの対象者は？

A 9 以下の要件を満たす方が対象となります。

(1) 固定電話の場合：市内在住で、高齢者（65歳以上）の方、または、障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方

(2) F A Xの場合：市内在住で、障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている方、または、(1) の高齢者で、防犯機能付のため電話による情報配信を利用できない方

Q 1 0 Q 9の要件を満たさない場合でも利用できるか？

A 1 0 原則として利用できませんが、特別な事情がある場合にはご相談ください。

Q 1 1 介護施設等に入居・入所している場合にも利用できるか？

A 1 1 入居・入所中の方は対象外です。ただし、通所型サービスなど、日中のみ施設にいる方は対象となります。

Ⅲ 登録に関すること

Q 1 2 本サービスを利用する場合の手続きは？

A 1 2 登録申請書に必要事項を記入し、以下の方法により提出してください。

(1) 窓口申請：本庁危機管理課または支所松井田振興課に持参

(2) 郵送申請：379-0192 安中市安中1-23-13

安中市役所総務部危機管理課宛に郵送

(3) メール申請：以下のメールアドレスに申請書データを添付して送信

【k i k i k a n r i @ c i t y . a n n a k a . l g . j p】

Q 1 3 代理人による申請は可能か？

A 1 3 可能です。登録申請書の「代理人欄」にご記入をお願いします。

Q 1 4 登録情報が変更になった場合の手続きは？

A 1 4 登録申請書の申請区分「変更」を選択し、必要事項を記入して提出してください。

Q 1 5 本サービスの利用をやめたい場合の手続きは？

A 1 5 登録申請書の申請区分「廃止」を選択し、必要事項を記入して提出してください。